



この通信は、畑地区まちづくり協議会の活動やまちづくりの情報をお知らせする広報誌です。

まちづくり通信

No.6 2016年10月
発行：畑地区まちづくり協議会

畑地区まちづくり計画の案

特別指定区域の指定の案

がまとまりました!!

畑公民館で

月

月

案の

10月3日～17日 縦覧を行います!

昨年7月に「畑地区まちづくり協議会」が設立されてから役員会を8回開催し、本格的な活動を進めてきましたが、畑地区のまちづくり計画（案）および特別指定区域の指定（案）がまとまりましたので下記のように縦覧を行います。

案について意見のある方は、10月24日（月）まで畑地区まちづくり協議会に、文書により意見書を提出することができます。（意見書の用紙は、縦覧場所にあります。公民館ポストに投函してください。）

◆案の縦覧は市役所でも行います

【縦覧期間】 平成28年10月3日（月）～17日（月）

【縦覧場所】 ●畑公民館

●加古川市役所都市計画課（※市役所では意見書の提出はできません。）
午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日・祝日は除く）

【縦覧の内容】

1 地区まちづくり計画の案

- (1) まちづくりに関する方針
(附図 まちづくり構想図)
- (2) 現況図
- (3) 土地利用計画図




2 特別指定区域の指定の案

- (1) 特別指定区域の区域及び
予定建築物等の用途
- (2) 特別指定区域の位置図
- (3) 特別指定区域の区域図

本通信の
中面参照

特別指定区域の区域図（案）

（畑地区）

凡例		特別指定区域の名称
	特別指定区域	地縁者の住宅区域 集落周辺に、遡及して10年以上居住する者の住宅が許可可能な区域
	特別指定区域	新規居住者の住宅区域 居住者の減少に対応する必要がある集落における、新規居住者（集落に居住している期間が10年未満の者を含む）の住宅が許可可能な区域
		まちづくり協議会区域

※紙面の都合上、特別指定区域の区域図（案）の一部を掲載

